

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年9月26日

【事業年度】 第87期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社大運

【英訳名】 DAIUN CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 高 橋 健 一

【本店の所在の場所】 大阪市西区西本町一丁目10番10号

【電話番号】 (06)6532局4101番

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 西 川 秀 夫

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区西本町一丁目10番10号

【電話番号】 (06)6532局4101番

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 西 川 秀 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社大運 神戸支店  
(神戸市東灘区向洋町東3丁目)  
株式会社大運 名古屋支店  
(名古屋市中区丸の内1丁目4番12号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第87期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第6 提出会社の株式事務の概要

#### 第7 提出会社の参考情報

##### 2 その他の参考情報

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第6 【提出会社の株式事務の概要】

（訂正前）

表 <省略>

（訂正後）

表 <省略>

（注）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（1）会社法189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166号第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第7 【提出会社の参考情報】

##### 2 【その他の参考情報】

（訂正前）

当該事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

（1）有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第86期（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）平成18年6月28日に近畿財務局長に提出

(2) 半期報告書

中間会計期間 第87期中 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 平成18年12月22日に近畿財務局長に提出

(3) 訂正報告書 (平成18年3月26日提出の臨時報告書の訂正報告書) を平成18年4月27日に近畿財務局長に提出

(訂正後)

当該事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第86期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) 平成18年6月28日に近畿財務局長に提出

(2) 半期報告書

中間会計期間 第87期中 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 平成18年12月22日に近畿財務局長に提出

(3) 訂正報告書 (平成18年3月26日提出の臨時報告書の訂正報告書) を平成18年4月27日に近畿財務局長に提出

(4) 訂正報告書 (平成18年12月22日提出の半期報告書の訂正報告書) を平成19年3月30日に近畿財務局長に提出

(5) 臨時報告書 証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成19年4月2日に近畿財務局長に提出